

山形広域環境事務組合分担金条例

〔平成4年3月  
共衛条例第4号〕

改正 平成7年2月山広環条例第3号 平成15年2月山広環条例第1号  
平成20年2月山広環条例第1号 平成29年3月山広環条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、山形広域環境事務組合同規約第13条の規定に基づき、この組合の経常的な経費に関する構成市町の分担金（以下「分担金」という。）の支弁方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

(分担金の支弁方法)

第2条 分担金の種別、内容及び負担割合は、次の表のとおりとする。

分担金の種別名称	分担金の内容	負担割合
総務的負担金	この組合の総務、企画、議会及び監査に要する経費並びに予備的な経費	均等割とし、各々の構成市町が各々100分の25ずつ負担する。
し尿処理負担金	山形広域クリーンセンターのし尿処理に要する経費	処理実績量割とする。 ただし、処理実績量については、当該年度に山形広域クリーンセンターにし尿等を搬入した量により算定する。
ごみ焼却処理負担金	清掃工場及びエネルギー回収施設（立谷川）のごみ焼却処理に要する経費	処理実績量割とする。 ただし、処理実績量については、当該年度に清掃工場及びエネルギー回収施設（立谷川）にごみ等を搬入した量により算定する。
粗大ごみ処理負担金	立谷川リサイクルセンターの粗大ごみ処理に要する経費	処理実績量割とする。 ただし、処理実績量については、当該年度に立谷川リサイクルセンターに粗大ごみ等を搬入した量により算定する。

(平7条例3・一部改正、平15条例1・一部改正、平20条例1・一部改正  
平29条例1・一部改正)

(分担金の納入方法)

第3条 前条に規定する負担金は、管理者が発行する納入通知書により納入するものとする。

(委任事項)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月改正)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月改正)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月改正)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月改正)

この条例は、平成29年10月1日から施行する。